

第1号様式（第3条関係）

年 月 日

(あて先)
南魚沼市長

(申請者)
住所
氏名
年齢
電話番号

通話録音装置貸与申請書

通話録音装置の貸与を受けたいので申請します。併せて、貸与の対象要件確認のため、住民登録及び世帯状況等について調査することに同意します。

利用者氏名	・申請者に同じ
住 所	・申請者住所に同じ 南魚沼市
生年月日	大正・昭和 年 月 日
世帯の状況	<input type="checkbox"/> ひとり暮らし <input type="checkbox"/> 高齢者のみ <input type="checkbox"/> 日中高齢者のみ <input type="checkbox"/> その他
設置先固定電話番号	

※ 通話録音装置の利用に当たっては、南魚沼市通話録音装置貸与事業実施要綱の規定及び裏面の注意事項を遵守してください。

(裏面)

通話録音装置使用に際しての注意事項

- 1 通話録音装置の設置は、利用者において行ってください。また、使用の際の電気料金、通話料金は、利用者の負担となります。
- 2 通話録音装置は、利用者の責任において大切に使用してください。
- 3 通話録音装置を、第三者へ譲渡、転貸又は担保に供することはできません。
- 4 通話録音装置を故障、破損又は紛失したときは、速やかに市へ届け出てください。
- 5 通話録音装置貸与申請書の内容に変更があったときは、速やかに市へ届け出てください。
- 6 利用者の故意又は重大な過失で通話録音装置を破損、紛失したときは、市が提示する実費（修理又は再購入価格相当分）を負担いただきます。
- 7 貸与期間が終了したとき、通話録音装置を利用しなくなったとき、又は通話録音装置貸与取消通知書により通知を受けたときは、速やかに装置を市に返還してください。
- 8 特殊詐欺や悪質商法等の被害防止、又は被害防止の普及啓発を図るために、市が通話録音装置に録音されたデータの提供を求めたときは、提供に協力願います。